

ヤスクニ・レポ 289

「日本キリスト改革派教会の罪責告白と靖国問題」…アジア諸国への謝罪と和解に向けて…

吉村弘司(日本キリスト改革派大宮教会 長老)

1 「日本キリスト改革派教会の罪責告白と靖国問題」

創立宣言(1946.4.29)では、「…今次の大戦に当りては、宗教の自由は甚だしく圧迫せられ、我等の教会も歪められ、真理は大胆に主張せられざりき。我等は之を神の聖前に恥ぢ、国の為憂ひたり。」と神の御前に罪を告白しました。また、創立30周年記念宣言「教会と国家にかんする信仰の宣言」序文では、「…しかし、私たちは、宗教団体法下の教会合同に連なったものとして、同時代の教会が犯した罪とあやまちについて共同の責任を負うものであることをも告白いたします。戦時下に私たち日本の教会は、天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶しきれなかった偶像崇拜、国家権力の干渉のもとに行なわれた教会合同、聖戦の名のもとに遂行された戦争の不当性ととりわけ隣人諸国とその兄弟教会への不当な侵害に警告する見張りの務めを果たし得ず、かえって戦争に協力する罪を犯しました。…」と主の御前に罪を告白しました。日本基督改革派教会「宣教協力に際しての罪責告白と謝罪」大韓イエス教長老会(高神)御中(感謝)私たちは1987年10月の定期大会におきまして、貴教会から熱心な宣教協力のご提案をいただき、心から感謝してこれをお受けすることに致しました。…(教会と国家の罪)しかし、私たちは戦後45年を経た今日、主にあるこの尊いご提案を感謝してお受けするに際し、神と貴教会に対し、日本の教会が犯した教会的国家的罪を言い表し、心からの謝罪を申し上げることが必要であると考えました。歴史の事実を直視しますなら、私たち日本の国家は、天皇制支配の中にあつて、様々な悪を貴国に対してなしました。特に1905年以来の統監時代において事実上始まった植民地以来の36年間の日韓併合は貴国に対して「七奪」[注]の罪を犯し、特に貴国の教会には、過酷な国家権力による迫害が加えられました。日本の教会は、その時、国家に対する見張りの務めを果たさなかつたばかりでなく、天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶し切れず、ついに自ら偶像礼拝の罪を犯しました。更に侵略戦争に協力して、貴国の主の民の苦難と抑圧に、隣人として痛みを分かち合うことを致しませんでした。日本基督改革派教会は、日本におけるキリストの教会の肢体であり、かつて日本の教会が、貴国の教会に対して犯した全ての罪に、共同の責任を負うものであります。日本の敗戦の翌年に創立された、

私たち日本基督改革派教会は、長く貴国の主の民に対して文書の形をもって、公の謝罪と罪の告白をせずに行りました。このことを誠に申し訳なく思います。宣教協力を始めるに際して、遅ればせながらここに謝罪を申し上げる次第です。(神社参拝の強要の罪)日本のこのような侵略と理不尽な政策の中で、貴国の教会に対して犯した最も重大な罪は、神社参拝の強要でありました。信仰と良心の自由を踏みにじるこのような罪が犯された時、日本の教会はそれに反対するどころか、貴国の教会をこの偶像礼拝の罪に服するように説得し、強要致しました。私たちはこの忌まわしい行為が、キリスト教会の名によって行われた事実を思い、教会のかしら主イエス・キリストと貴国の教会に対して、真心から罪を告白し、悔い改め、赦しを希うものであります。貴教会の創立者たちは、このような迫害の中で、神社参拝の強要に属することなく、信仰の良き戦いを闘い、投獄、殉教に至るまで信仰を守り通されました。貴教会は、また高麗神学校にみられるように、その信仰を継承することにも大いなる熱心を示し、今日伝えられる通り、主にある豊かな成長を遂げられました。私たちは、宣教協力を通して、このような信仰の闘いを経験された先輩をもつ貴教会から、多くの恵みを受けることを確信しております。(日本の敗戦から今日に至るまで)日本の敗戦による貴国への植民地支配終結から45年を経たにもかかわらず、日本は戦前・戦中の罪を国際間の道義に従って十分に償うことをせず、かえって戦後も政治・経済・社会政策の諸分野で、貴国の人々の不評と怒りを買っている現状です。国内では、神道儀式による新天皇の即位式と大嘗祭が行われようとしており、旧日本への回帰の傾向が一層著しくなっております。このような状況の中で、日本基督改革派教会は、依然として力弱く小さな群れですが、貴教会との宣教協力を機会に創立30周年記念宣言の「教会と国家にかんする信仰の宣言」の主旨を生かして、主から委ねられている責務と使命を誠実に果たしていきたいと願っています。…1990年10月18日 日本基督改革派教会 第45回定期大会[注]七奪の罪…国王、国土、耕地、国語、姓名、国民、生命を奪った罪のこと。

2 日本キリスト改革派教会(2023.10.19)

「平和の福音に生きる教会の宣言(平和宣言)」

序文 第二次世界大戦終結から 80 年を迎えようとしている現在、わたしたちの世界は新たな国際政治の緊張関係の中に置かれています。とりわけ、2022 年初頭のロシアによるウクライナ侵攻に始まり、その後顕在化してきた東アジアにおける政治的軍事的緊張は、今や再び「戦争の時代」が到来しつつあることを予感させ、核兵器の使用さえ現実のものとなりつつあります。このような時代状況の中で、わたしたち日本キリスト改革派教会は、主イエス・キリストによって実現された「平和の福音」に生きる教会として、この国と世界の平和に対するわたしたちの使命と責任をここに宣言します。

(以下に、各「罪責告白」後、「平和宣言」内容を記載)

1. 神の平和と世界の平和…2. 戦争と平和と国家…
3. 平和と正義と愛の業…4. 平和のための協働と連帯…
5. 終末における平和の希望と祈り…

日本キリスト改革派教会第 78 回定期大会 (2023.10.19)

3 日本の教会の「罪責告白」を困難にした靖国神社問

題・天皇制の課題とドイツの「罪責告白」の対比

「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」(1967.3.20)の後、1985 年 8 月 15 日に中曽根康弘元首相が、靖国神社に公式参拝した時、彼は「自国の兵士が死んでその死が称えられないで、誰が国のために命を捧げるだろうか」(1985.7.25 軽井沢セミナーでの発言)として戦後はじめて、首相が靖国神社に公式参拝を強行しました。同じ年に西ドイツでは、ヴァイツゼッカー大統領が、「荒野の 40 年」という連邦議会演説 (1985.5.8) で、ドイツの戦争責任を明確に告白した内容「…私たちは、すでに起きてしまったことを、それがなかったかのようにすることはできない。しかし、過去に目を閉ざす者は、結局のところ、現在にも目を閉ざす者となるであろう。」が全世界で高く評価されました。その土台となる、「ドイツ福音主義教会の今日状況に対する神学的宣言」(バルメン宣言 1934 年)、「シュツットガルト罪責宣言」(1945 年 10 月 19 日)に学びたい。

2024 年 4 月 19 日奨励

ヨハネの黙示録 15 章 7 節「神の憤りが満ちて」

星出卓也 (日本長老教会西武柳沢キリスト教会牧師)

15 章 6 節では「**七人の御使いが、七つの災害を携えて神殿から出て来た。**」と語られて、神の災害が獣の帝国とその支配の上にもたらされる時が来たことが記されましたが、それがどのように行われるのかを語るのが、7 節です。

「**また、四つの生き物の一つが、七人の御使いたちに七つの金の鉢を渡したが、**」とあるように、七人の御使い、つまり神の神聖な意思を実行する御使いに七つの金の鉢が渡されます。「鉢」とは深く大きな容器です。香油を入れる瓶よりもっと大きく、大量の水やぶどう酒を蓄えることができる大きな甕のような容器です。この「金の鉢」は、黙示録 5 章 8 節にも出て来て、金の鉢に蓄えられていたものは、香であり、香とは聖徒たちの祈りであった、と書いてあります。この聖徒たちの祈りは、獣の支配の中で苦難と忍耐と共に主に従う者たちが神にささげた祈りです。6 章 9-11 節には、次のような聖徒たちの祈りが記されています。「**神のことばと、自分たちの立てた証しのゆえに殺された者たちのたましいが祭壇の下にいるのを見た。彼らは大声で叫んだ。「聖なるまことの主よ。いつまでさばきを行わず、地に住む者たちに私たちの血の復讐をなさらないのですか。」**すると彼ら一人ひとりに白い衣が与えられた。そして、彼らのしもべ仲間、彼らと同じように殺されようとしている兄弟たちの数が満ちるまで、もうしばらくの間、休んでいるように言い渡された。」これらの主に従う苦難の中で殺された聖徒たちの祈りは、決して無駄に地に落とされることなく、この神の鉢の中にしっかりと蓄えられて来たのです。殺

される聖徒たちの数が満ち、獣の支配の罪のメモリが淵までいっぱい満ちるその時まで、神の憤りは蓄えられ続け、神の裁きが実行される時を数え続けていたのです。この金の鉢は、苦難の中を歩む聖徒たちの叫びと祈りが蓄えられた鉢であり、またこの祈りに対する神の答え。つまり聖徒たちの血の復讐を神が行われる、神の憤りを蓄える鉢でもあったのです。そのようにしてこの鉢は長い期間、祈りと神の憤りを蓄え続けて、その中身は淵いっぱいまであふれるほどになり、そして鉢が注ぎだされる時が来ることになるのです。

「**それには世々限りなく生きておられる神の憤りが満ちていた。**」とある通りに、神の復讐の憤りは、鉢の淵いっぱいまで溢れて、もう蓄える場所がない程に、その目盛りが一杯にまで満ちたのです。ソドムとゴモラの罪が神の目盛りにまで満ちた時のように。

この金の鉢の裁きは、最後の審判とは異なるという点も指摘する必要があるでしょう。この金の鉢を七人の御使いに渡すのが「**四つの生き物の一つ**」と語っています。四つの生き物は黙示録 4 章 6 節以降に登場し、この世界の津々浦々に神の摂理の御業が支配していることを現しているものです。最後の審判は、直接神御自身がその手で行うものでありながらも、この獣の支配の壊滅においては、神の摂理を通して、神の創造の御業の一部として起こることと語っています。

黙示録 13 章が何度も確認をしていたように、獣の帝国も神の許容によって存続し、神の支配を越えたものなど一つもありません。神の摂理によって存続が許され、神の摂理によって滅びるのです。